

本日は学校公開、道徳授業地区公開講座にご参加いただきましてありがとうございました。  
保護者の皆様向けに、一之江小学校がめざしている子どもたちの姿と、いじめの防止などについて、書面にて情報を提供させていただきます。

## 1 自分で考え、判断し、行動できる子どもに

電車に乗っていて、次のようなアナウンスを聞かれることがあります。

- ・「ドアが開きましたら、ドアの前を広くおあげください。ドア付近の方は一度ホームに降りて、降りるお客様をお通しください。」
- ・「ご乗車になりましたらドア付近に立ち止まらず、車内の奥にお進みください。」
- ・「駆け込み乗車は大変危険です。他のお客様のご迷惑にもなりますのでおやめください。」
- ・「長いイスは7人がけ、短いイスは3人がけです。譲り合っておかけください。」
- ・「大きな荷物は他のお客様のご迷惑になりますので網棚に載せるなどしてください。」

道徳の目標は以下のようになっています。

**よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。**

- 降りるお客様をお通し・・・
- 車内の奥にお進み・・・
- 駆け込み乗車は他のお客様のご迷惑に・・・
- 譲り合って・・・
- ご迷惑になりますので網棚に載せるなど・・・

こうした車内アナウンスが繰り返されるということは、道徳的な判断力や態度が十分に育っていないということなのではないでしょうか？

一之江小学校では、子どもたちが、自分で考え、判断し、行動できる人になってほしいと願っています。

道徳の授業の一コマを教科書の内容をもとに紹介します。

### 「みんなのものって」(小学どうとく2 教育出版)

「もうお昼休みがおわるぞ。」

6年生の先生の大きな声がグラウンドにひびきました。ぼくは、いそいで教室へもどろうと、みんなといっしょにつかっていたサッカーボールをそのままにしてかけ出しました。

「まちなさい。ボールをちゃんとボールかごにもどしなさい。」

先生がぼくにおっしゃいました。

(ぼくがもち出したボールではないのに・・・。)

### Q 「ぼく」はどうすればよいのでしょうか？

休み時間の終わり、自分が持ち出したものではないボールがそのままになっていて、片付けるように注意されたらどうするか。子どもたちは自分に置き換えるなどしながら考えます。

「図書館はだれのもの」(小学道徳5 教育出版)

土曜日の午後、わたしたちは学級新聞を作るための調べものをしようと、市立図書館に行きました。(略) 図書館には、学校にない本もそろっていて、調べものにはとてもはかどりました。(略) 「ここは記事にしたほうがいいかしら。」「うん、そうだね。」「いや、必要ないと思うよ。」話し合いにも熱が入り、だんだんと声が大きくなってしまいました。そのときです。近くで勉強していた大学生くらいのお兄さんが、「君たち、静かにしなさい。」と、少し強い口調で言いました。わたしはすぐに、「すみません。」と謝りましたが、となりにすわっていたみちおさんはじっとだまっています。ほかのみんなも不満そうな表情です。(略) 帰り道、みちおさんが、「あんな言い方しなくてもいいのにね。」と言いました。ほかの人も「ぼくたちだって遊んでいたわけではないのに。」「(略) わたしたちだって、図書館を使う権利はあるはずよ。」と、先ほどの大学生くらいのお兄さんがいないのをよいことに、みんな言いたいことを言っています。(確かに図書館はみんなのもので、わたしたちにも使う権利があるとは思いますが……。) わたしは、みんなに何か言おうかどうか迷いました。

Q 「わたし」は、何を言おうかと迷っているのでしょうか。また、それはどうしてでしょう。

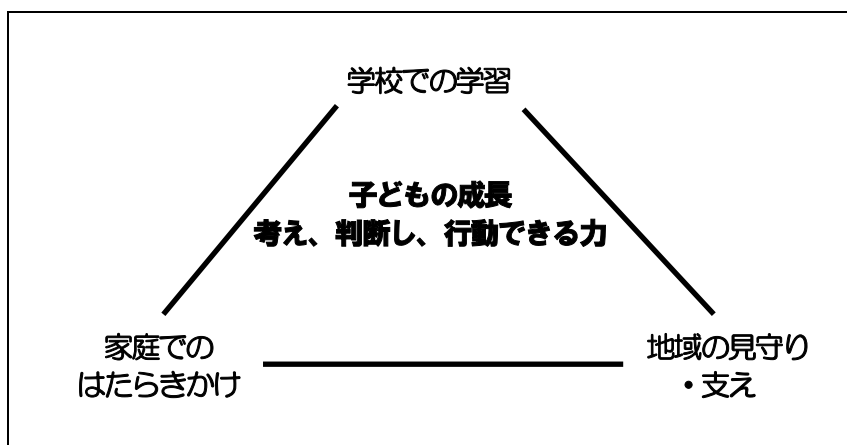
Q 自分が「わたし」だったら、このあとどのようにしますか。みんなで話し合みましょう。

子どもたちは、この場面を思い描き、もし自分が同じようなことをして、誰かに強く言われたらどうするかを想像したり、主人公が何に迷っているのかを考えたりしていきます。そして、みんなが気持ちよく過ごすには何が大切なのか、身の回りにはあるきまりは何のためにあるのかを話し合うなどしていきます。

もちろん答えは一つではありません。道徳の授業では、このような場面において登場人物がどう感じているか、なぜそのように行動したのかを想像したり、自分ならどうするかを考えたり、友だちと意見を交換したりしながら、自分の考えを深めていくようにしています。

生きていくということは、こうした場面に次々と出会い、迷い、考え、判断し、行動することの繰り返しです。そして、簡単に答えが出ないこと、「正解」がないことの方がはるかに多くあります。

学校での学習、家庭でのほたらきかけ、地域での見守り・支えなどを通して、子どもたちが、自分で考え、判断し、行動できる力を育てていきたいと考えています。そうした力の育成の場のひとつとなるのが道徳であり、毎年、学校公開において道徳の授業を取り上げている理由がそこにあります。



## 2 いじめ防止

### (1) いじめとは

いじめ防止対策推進法では、いじめを次のように定義しています。

#### 第二条（定義）

**この法律において「いじめ」とは、  
児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う  
心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、  
当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。**

法律の条文を整理すると次のようになります。

○行為をした者（A）も、行為の対象となった者（B）も児童等であること

○AとBの間に一定の人間関係が存在すること

○AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと

○行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

いじめは、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメールなどで行われたりするなど、大人の目に付きにくい場所や形でも行われます。いじめられた子ども自身も、「心配されたくない」「仕返しが怖い」という気持ちから、「いじめられたとは感じていない」と話すなど、いじめを否定する心理が働く場合があります。

以下のような条文もあります。

#### 第四条（いじめの禁止）

**児童等は、いじめを行ってはならない。**

#### 第八条（学校及び学校の教職員の責務）

**学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、  
当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、  
学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、  
当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、  
適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。**

#### 第九条（保護者の責務等）

**保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、  
その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、  
当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。  
2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、  
適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。  
3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。**

### (2) いじめのサイン

私たち大人はアンテナを高くし、子どもたちが見せる小さなサインに敏感であり、いじめの小さな芽を発見して、即対応することが必要です。たとえば、次のようなサインに気を付けていきましょう。

朝なかなか起きてこない

朝になると具合が悪いと言い、学校を休みたがる

遅刻や早退が増える

食欲がなくなったり、黙って食べたりするようになる

携帯電話やメールの着信音に怯える

- 勉強しなくなる 集中力がなくなる
- 家からお金をもち出したり、必要以上のお金をほしがったりする
- 遊びの中で、笑われたり、からかわれたえり、命令されたりしている様子がうかがえる
- 親しい友達が遊びに来ない 遊びに行こうとしない
- 表情が暗い 家族との会話が少ない
- ささいなことでイライラする
- 学校や友達の話が減る
- 自分の部屋に閉じこもる時間が増える
- パソコンやスマートフォンをいつも気にしている
- 理由をはっきり言わないアザや傷あとがある
- 寝つきが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする
- 学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れたりしている
- 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている
- 服がよごれたり、やぶられたりしている

誰でも「いじめ」を受ける側にもなれば、「いじめ」をする側にもなります。次のようなサインも要注意です。

- 言葉づかいが荒くなる 大人の言うことを聞かない 人のことをばかにする
- 買った（買って与えた）おぼえのない物を持っている
- 与えたお金以上のものを持っている
- 大人からの問いかけにはっきり答えない 隠しごとがありそうな様子がうかがえる

### (3) いじめで苦しむ人をゼロにするために（東京都教育庁のリーフレットより）

#### ○いじめられそうになったら

- ・その場から離れよう。
- ・相手の目を見ながら「やめて」と言って立ち去ろう。
- ・安全な場所に行こう。

#### ○だれかがいじめられているのを見たら

- ・学校の先生にすぐ相談しよう。
- ・いじめられている人を支えてあげよう。
- ・勇気を出して、いじめを止めよう。

#### ○もしもいじめられたら

- ・いじめから守ってくれる大人（家族や学校の先生、スクールカウンセラー）に相談しよう。
- ・友達に相談しよう。
- ・いじめがなくなるまで、何度でも相談しよう。

#### ○あなたがだれかをいじめているとしたら

- ・すぐにやめよう。
- ・やめたくても、自分もいじめられるかもしれないといった不安などからやめられないときは、大人（家族や学校の先生）に相談しよう。

学校では、いじめ防止に向けて、子どもたちに定期的にアンケートを実施し、必要に応じて個別に話を聴くなどの対応を行っています。

こうした子どものサインを見逃さず、ご家庭と情報を共有させていただきながら、子どもの見守り、はたらきかけ、必要な対応を行い、一人一人の子どもが健やかに成長するよう支えていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。